

久米南町子育て等生活支援事業

久米南町では、子育て支援・在宅福祉のため
☆指定ごみ袋を支給します☆

●久米南町子育て等生活支援事業とは

紙おむつ等を日常的に使用する方に対して、紙おむつ等の処理に使用する指定ごみ袋を支給し、子育て支援や在宅福祉の向上を目的とするものです。

●支給対象者

- ① 満2歳に達するまでの乳幼児を養育する方
- ② 久米南町障害者地域生活支援事業運営基準に基づき、ストマ用装具または紙おむつの給付を受けている方
- ③ 要介護4または5の認定を受けている方

※①②③いずれも久米南町に住所を有する在宅の方に限ります。(乳幼児を含む)

●申請手順

① まず初めに、保健福祉課で申請をします。

② 申請と同時に支給対象者の確認をします。

③ 確認後、その場で指定ごみ袋をお渡しします。

- ・代理の方でも結構です。
- ・必ず印鑑をお持ち下さい。

- ・申請から支給まで、その場ですぐにできます。
- ・指定ごみ袋の枚数は別表のとおりです。

●申請開始日（平成26年度分）

平成26年 4月1日（火）から随時受け付けます。

※詳細は「指定ごみ袋支給についての注意事項」をご覧ください。

指定ごみ袋支給についての注意事項

※汚物は必ず取り除いて指定ごみ袋に入れて下さい。

① 満2歳までに達するまでの乳幼児を養育する方

- ・申請 → 出生等の支給事由が発生した日から30日以内に必ず行って下さい。(代理の方でも結構です)
- ・持参するもの → 印鑑
- ・支給枚数 → 別表1の枚数を一括してお渡しします。
- ・その他 → 申請は1人につき1回限りです。

(別表1)

支給事由発生月から2歳に達するまでの月数													
25月	24月	23月	22月	21月	20月	19月	18月	17月	16月	15月			
100枚	90枚	90枚	90枚	90枚	80枚	80枚	80枚	70枚	70枚	60枚			
支給事由発生月から2歳に達するまでの月数													
14月	13月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月	3月	2月	1月
60枚	60枚	50枚	50枚	40枚	40枚	40枚	30枚	30枚	20枚	20枚	20枚	10枚	10枚

②③ ストマ用装具または紙おむつ/要介護4または5の方

- ・申請 → 毎年4月または支給事由が発生した日から30日以内に必ず行って下さい。(代理の方でも結構です) また、引き続き支給を受ける場合は、毎年4月に更新が必要なので必ず4月中に申請をして下さい。申請が遅れると、別表2のとおり支給枚数が減ってきます。
- ・持参するもの → 印鑑
- ・支給枚数 → 別表2の枚数を年に1度まとめてお渡しします。

(別表2)

支給事由発生月											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
50枚	50枚	40枚	40枚	40枚	30枚	30枚	20枚	20枚	20枚	10枚	10枚

●支給枚数について●

- ①5月末までにお手続きをされた方には、50枚(1年間分)を支給します。
- ②6月以降にお手続きをされた方には、申請月からの送付枚数となりますので、早めに手続きにおいでください。

【お問い合わせ先】 久米南町役場 保健福祉課 電話：728-4411